

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。
この法律では、「部落差別のない社会を実現すること」を目的としています

なくそう

私たちみんなの力で
差別のない明るい社会を
築きましょう。

部落差別



その身元調査は必要ですか？

部落差別につながるおそれのある調査の依頼はやめましょう。

人権に関する問題で
お悩みの方はご相談ください。



©2014 大阪府もずやん

大阪府

(一般財団法人 大阪府人権協会に事業委託)

▶ 大阪府人権相談窓口

TEL: **06-6581-8634**

受付時間

月～金
第4日曜

10:00～16:00
(電話相談)

木・金

18:00～22:00
(LINE相談)

※祝日・年末年始を除く。(第4日曜は相談受付)

LINE相談はこちら



▶ 大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口 『ネットハーモニー』

TEL: **06-6760-4013**

受付時間

月～土

16:00～22:00

第2日曜

13:00～18:00

※祝日・年末年始を除く。

LINE相談はこちら



法務省

▶ みんなの人権110番 (全国共通)

TEL: **0570-003-110**

受付時間

平日

8:30～17:15
※年末年始を除く。



10月は「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」
啓発推進月間です。

大阪府 同和問題と人権

検索

